

地域主権改革推進一括法に係る条例制定一覧

専門分科会	老人福祉専門分科会
-------	-----------

1 条例の制定状況等

No.	法令名	制定条例等	事業（施設）名等	基準の比較			目的・解説
				市の基準	国の基準	県の基準	
1	老人福祉法	長野市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	1 特別養護老人ホーム	(1) 特別養護老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 処遇又はサービス提供状況記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。） (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 特別養護老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる。）	(1) 入所者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存する。 (2) 個室により、入居者のプライバシーが保たれ要介護高齢者の尊厳を守った生活空間を確保するとともに、個性を重視した手厚い介護と利用者の交流を通じた在宅生活に近い居住環境の実現に向けたユニット化を推進するため、居室定員は原則1人とする。
			2 ユニット型特別養護老人ホーム	(1) 特別養護老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 処遇又はサービス提供状況記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。） (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 特別養護老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 入所者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。 (2) 個室により、入居者のプライバシーが保たれ要介護高齢者の尊厳を守った生活空間を確保するとともに、個性を重視した手厚い介護と利用者の交流を通じた在宅生活に近い居住環境の実現に向けたユニット化を推進するため、居室定員は原則1人とする。
			3 地域密着型特別養護老人ホーム	(1) 特別養護老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 処遇又はサービス提供状況記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。） (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 特別養護老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる。）	(1) 入所者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。 (2) 個室により、入居者のプライバシーが保たれ要介護高齢者の尊厳を守った生活空間を確保するとともに、個性を重視した手厚い介護と利用者の交流を通じた在宅生活に近い居住環境の実現に向けたユニット化を推進するため、居室定員は原則1人とする。
			4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	(1) 特別養護老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 処遇又はサービス提供状況記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。） (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 特別養護老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 入所者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。 (2) 個室により、入居者のプライバシーが保たれ要介護高齢者の尊厳を守った生活空間を確保するとともに、個性を重視した手厚い介護と利用者の交流を通じた在宅生活に近い居住環境の実現に向けたユニット化を推進するため、居室定員は原則1人とする。
2	老人福祉法	長野市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	1 養護老人ホーム	(1) 養護老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) 処遇状況記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。）	(1) 養護老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) 入所者の処遇に直接かかわるもので処遇の質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。
3	社会福祉法	長野市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	1 軽費老人ホーム	(1) 軽費老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス提供記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。）	(1) 軽費老人ホームの保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) 入所者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。
			2 軽費老人ホームA型（経過的軽費老人ホーム）				

地域主権改革推進一括法に係る条例制定一覧

専門分科会	老人福祉専門分科会
-------	-----------

1 条例の制定状況等

No.	法令名	制定条例等	事業（施設）名等	基準の比較			目的・解説
				市の基準	国の基準	県の基準	
4	介護保険法	長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例	1 訪問介護	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス提供記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。）	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス利用者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。
			2 訪問入浴介護				
			3 訪問看護				
			4 訪問リハビリテーション				
			5 居宅療養管理指導				
			6 通所介護				
			7 通所リハビリテーション				
			8 短期入所生活介護				
			9 短期入所療養介護				
			10 特定施設入居者生活介護				
			11 福祉用具貸与				
			12 特定福祉用具販売				
5	介護保険法	長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス提供記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。）	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス利用者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。
			2 夜間対応型訪問介護				
			3 認知症対応型通所介護				
			4 小規模多機能型居宅介護				
			5 認知症対応型共同生活介護				
			6 地域密着型特定施設入居者生活介護				
			7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供に必要な場合は、2人とすることができる。）	(2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる。）	(2) 個室により、入居者のプライバシーが保たれ要介護高齢者の尊厳を守った生活空間を確保するとともに、個性を重視した手厚い介護と利用者の交流を通じた在宅生活に近い居住環境の実現に向けたユニット化を推進するため、居室定員は原則1人とする。
			8 複合型サービス	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス提供記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。）	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス利用者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。

地域主権改革推進一括法に係る条例制定一覧

専門分科会	老人福祉専門分科会
-------	-----------

1 条例の制定状況等

No.	法令名	制定条例等	事業（施設）名等	基準の比較			目的・解説
				市の基準	国の基準	県の基準	
6	介護保険法	長野市指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例	1 介護老人福祉施設	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供上必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) サービス提供記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。） (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供上必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる。）	(1) サービス利用者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。 (2) 個室により、入居者のプライバシーが保たれ要介護高齢者の尊厳を守った生活空間を確保するとともに、個性を重視した手厚い介護と利用者の交流を通じた在宅生活に近い居住環境の実現に向けたユニット化を推進するため、居室定員は原則1人とする。
			2 ユニット型介護老人福祉施設	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供上必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) サービス提供記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。） (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供上必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。 (2) 居室の定員（1の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供上必要な場合は、2人とすることができる。）	(1) サービス利用者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。 (2) 個室により、入居者のプライバシーが保たれ要介護高齢者の尊厳を守った生活空間を確保するとともに、個性を重視した手厚い介護と利用者の交流を通じた在宅生活に近い居住環境の実現に向けたユニット化を推進するため、居室定員は原則1人とする。
7	介護保険法	長野市介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	1 介護老人保健施設	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス提供記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。）	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス利用者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。
			2 ユニット型介護老人保健施設				
8	介護保険法（旧介護保険法）	長野市指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例	1 介護療養型医療施設	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス提供記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。）	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス利用者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。
			2 ユニット型介護療養型医療施設				
9	介護保険法	長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例	1 介護予防訪問介護	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス提供記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。）	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス利用者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。
			2 介護予防訪問入浴介護				
			3 介護予防訪問看護				
			4 介護予防訪問リハビリテーション				
			5 介護予防居宅療養管理指導				
			6 介護予防通所介護				
			7 介護予防通所リハビリテーション				
			8 介護予防短期入所生活介護				
			9 介護予防短期入所療養介護				
			10 介護予防特定施設入居者生活介護				
			11 介護予防福祉用具貸与				
			12 介護予防特定福祉用具販売				
10	介護保険法	長野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例	1 介護予防認知症対応型通所介護	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス提供記録等の保存期間（完結の日から2年間保存しなければならない。）	(1) 介護保険サービス事業者の保存すべき文書のうち、①身体拘束等、②苦情の内容等、③事故の状況等についての記録は、保存期間を現行の2年間から5年間に延長する。	(1) サービス利用者の処遇に直接かかわるものでサービスの質の向上のために特に重要な文書に限り5年保存とする。
			2 介護予防小規模多機能型居宅介護				
			3 介護予防認知症対応型共同生活介護				